

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 4～5 ページにてご確認ください。

「産業標準案等審議ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingi-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5914-3	光伝送用サーキュレータ－ 第3部:シングルモード光ファイバビッグテール形光サーキュレータ	Optical circulators－ Part 3: Non－connectorized single－mode fiber optic circulators	この規格は、屋内環境条件で光ファイバ伝送システムに用いる光サーキュレータの定格、光サーキュレータが最低限満足する光学特性、並びに環境及び耐久性特性について規定しており、IEC 61753-091-2:2012を基に2017年に制定された。光ファイバ通信システムは、情報化社会を支える必要不可欠なインフラであり、光サーキュレータは今後も多量に導入することが予想される。 IEC 61753-091-2は、その後、規格番号及び名称を変えてIEC 61753-091-02:2022 (Fibre optic interconnecting devices and passive components－Performance standard－Part 091-02: Non－connectorized 3－port incompletely circulated single－mode fibre optic circulators for category C－Controlled environments)として改訂され、発行された。この改訂での主な事項は、耐環境性及び耐久性の性能及び試験項目として、“光ファイバクランプ強度(ねじり)”が追加された。これは、光ファイバビッグテール形光受動部品の耐久性に関する重要な性能項目であり、我が国で用いられる同製品にも適用すべき試験項目である。この状況から、追加された性能及び試験項目並びに他の試験条件などの変更を盛り込むため、対応する国際規格を基に、この規格を改正する必要がある。	改正によって対応する国際規格との規定の整合を図ることで、製品評価の信頼性の改善及び市場の混乱の防止を図り、国内外の円滑な商取引を促進するとともに、国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用のシングルモード光ファイバビッグテール形光サーキュレータの調達が容易となり、調達コストの削減、システムの拡張や災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“光学特性”において、試験条件を明確化するために、試験波長及び供試品に温度制御機能が付帯する場合の温度制御機能の扱いについて規定する。 ・“耐環境性及び耐久性”において、“光ファイバクランプ強度(ねじり)”を性能及び試験項目として追加する。 ・“耐環境性及び耐久性”において、試験槽を用いる場合には供試品の光ファイバビッグテールを全て試験槽の中に収容することを試験条件として明記する。	－	IEC 61753-091-02:2022 Fibre optic interconnecting devices and passive components－Performance standard－Part 091-02: Non－connectorized 3－port incompletely circulated single－mode fibre optic circulators for category C－Controlled environments	MOD	第2条の該当号：1(品質、性能) 対象事項：光受動部品	法律の目的に適合している。	利点：ア、キ 欠点：いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年10月
JSA	06 電子	改正	C6121-5-2	光増幅器－第5－2部:品質評価規格－光ファイバ増幅器の信頼性評価	Optical amplifiers－ Part 5-2: Qualification specifications－Reliability qualification for optical fibre amplifiers	この規格は、陸上光ファイバ通信システム用光増幅器(OA)及びOAサブシステム、特に希土類が添加されたアクティブ光ファイバを使用した商用品である光ファイバ増幅器の信頼性評価に必要な条件について規定しており、第2版として発行されたIEC 61291-5-2:2017を基に、2019年に改正された。 その後、IEC 61291-5-2(以下、対応国際規格という。)では、高温高湿試験条件及び光ファイバクランプ部の引張試験条件を改訂するAmendment-1が2026年3月に発行された。このため、対応国際規格との乖離を解消し、技術の実態に即した規定内容とするため、早急にこのJISを改正する必要がある。	改正によって、対応国際規格との規定の整合を図ることができ、市場の混乱とを防止し、国内外の円滑な商取引を促進する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“光ファイバ増幅器の製造工程に関する信頼性評価試験”の“融着接続に必要な試験”の一覧表において、“高温高湿”の試験条件として、現行規定に加えて、厳しい環境に応じた試験条件と、その説明の“注”を追加する。 ・“光ファイバ増幅器の信頼性評価試験”の“光ファイバ増幅器及びOFAサブシステムの最低限の試験項目リスト”の一覧表を、次のように変更する。 － “温度変化”試験において、試験条件の“T stg,min/T stg,max”に対する“注”を追加する。 － “高温高湿”試験において、現行規定に加えて、通常環境に応じた試験条件を追加する。 － “光ファイバコードクランプ強度”において、試験条件を変更し、各引張力の適用に関する“注”での記載内容を変更する。	－	IEC 61291-5-2:2017＋Amendment-1: 2026 Optical amplifiers－Part 5-2: Qualification specifications－Reliability qualification for optical fibre amplifiers	IDT	第2条の該当号：4(試験方法、測定方法) 対象事項：光増幅器	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年10月